

8 建築物環境衛生総合管理業

業務の内容	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業(施行規則第24条)
-------	--

全事業に共通な登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。 ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。 ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とする事はできない。 ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とする事はできない。
-------------	---

物的要件 (省令第30条)	・真空掃除機、床みがき機、建築物空気環境測定業の欄に記載する機械器具、残留塩素測定器
------------------	--

人的要件 (省令第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物環境衛生管理技術者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う統括管理者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経ているものとする。) ・清掃作業監督者 <ul style="list-style-type: none"> ① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づくビルクリーニングに関する技能検定合格者 ② 建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者 ①又は②の者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経ているもの(講習の課程を修了し6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経ているものとする。) 	<p>左記管理者等の人的要件充足の条件項目を下記に掲載する。</p> <p>統括管理者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年) <p>左記監督者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・ビルクリーニング技能検定合格証 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年) ②・建築物環境衛生管理技術者免状 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣指定講習会修了証書(有効期間6年) ・訓練修了証書 <p style="text-align: right;">①又は②が適</p>
------------------	--	--

・空調給排水管理監督者

空調給排水管理監督者講習会修了者

① 職業能力開発促進法(昭和44年法律64号)に基づくビル設備管理技能検定合格者 ②建築物環境衛生管理技術者 ①又は②の者で、厚生労働大臣の登録を受けた者行う空調給排水管理監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経っていないもの(講習の課程を修了し6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする)。

・空気環境測定実施者

① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習課程修了者で、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。)

②建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者(登録の有効期間経過後、引き続き空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。)

・清掃作業従事者

清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

・実施主体:事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

・研修内容:清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

・研修の頻度:清掃作業に従事する者のすべてが1年に1回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)

・空調給排水管理従事者及び飲料水水質検査従事者

空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

・実施主体:事業者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

・研修内容:空調給排水設備の維持管理方法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

・研修の頻度:空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが1年に1回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)

左記監督者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。

- ①・ビル設備管理技能検定合格者証
 - ・厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年)
- ②・建築物環境衛生管理技術者免状
 - ・厚生労働大臣指定講習会修了証書(有効期間6年)

①又は②が適

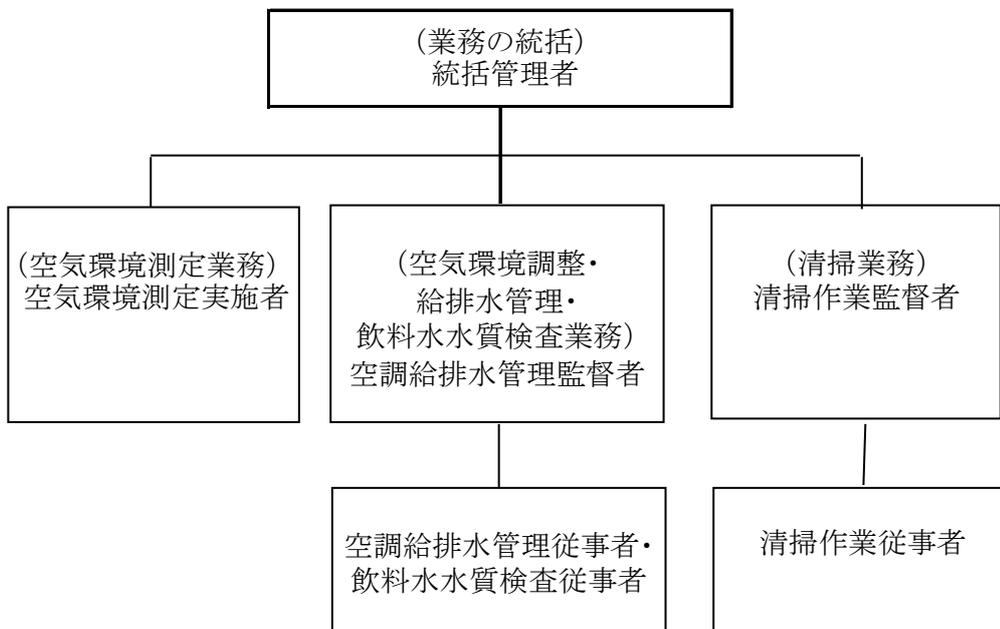
左記空気環境測定実施者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。

- ① 厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年)
- ② 建築物環境衛生管理技術者免状

①又は②が適

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①登録申請書(細則第3号様式) ②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真 ③統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(様式6)及びこれらの者が資格者であることを証する書類 ④清掃作業従事者、空調給排水管理従事者及び飲料水水質検査従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式7) ⑤清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-8) ⑥営業所の案内図及び配置平面図 ⑦営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し ⑧登録手数料(45,000円分の山梨県収入証紙)
------	---

建築物環境衛生総合管理業の人的要件は次のとおり



* 統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者、空気環境測定実施者はそれぞれ兼務してはならない。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

登録申請書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 登録区分
- 2 営業所の所在地及び名称
- 3 営業所の責任者の氏名
- 4 事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)

様式5

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	性 能	所有・借入の別	購入年月日

様式6

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入する。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

様式7

研修実施状況(計画) (年 月 日～ 年 月 日)

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従事員数	参加従事員数

注1:新規登録申請の場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

注2:再登録申請の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班の編成		作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順 (注1)	の清掃(①) (注2)工程)			
	①の用いる機 械器具等の点 検方法			
	①の作業に伴 うごみ・排水 の処理方法			
	①の作業報告 作成の手順			

(裏面-1)

作業実施方法等

作業手順 (注1)	②の測定方法 （空気環境）	
	②の測定方法、器具 の点検、比較	
	②の測定方法、器具 の点検、記録	
	②の測定結果 の報告作成	
	②の測定結果 の保存方法及び 責任者	
	③の測定方法 （空気環境の調整、給水及び排水の管理）	

(表面-2)

作業実施方法等

作業手順 (注1)	③の作業報告 作成の手順	
	飲料水の 検査方法④の 水の 品質	
	④の測定 報告作成 手順	
及び業務を委託した業務の 状況の把握方法(注1)の実 施		

(裏面-2)

作業実施方法等

苦情及び緊急の連絡 に対する体制(注1)	
-------------------------	--

(注1)記載しきれない場合は、別紙により記載すること。

(注2)日常、清掃を行わないか所についての定期点検に関する事項も記載すること。